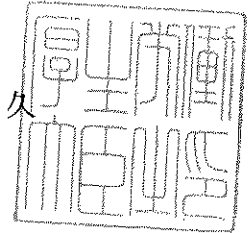


厚生労働省発生食 0606 第 6 号  
平成 28 年 6 月 6 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



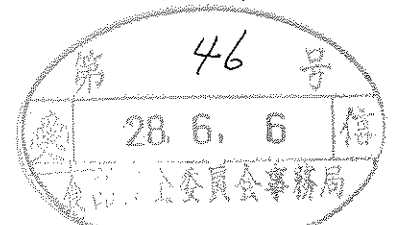
食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

#### 記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行う場合

1. 別紙に掲げる、指定添加物 77 品目に係る成分規格（77 項目）について、試験の操作性の改善及び精度の向上、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式、用語、用例等の記載の統一等を目的として各成分規格を改正すること
2. 第 2 添加物の A、B 及び C について、試験の操作性の改善及び精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式の記



載法や用語、用例等の記載の統一等を目的として、一般試験法等を改正すること

3. 第2添加物のE及びFについて、用語、用例等の記載の統一等を目的として、製造基準及び使用基準を改正すること

試験の操作性の改善及び精度の向上、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式、用語、用例等の記載の統一等を目的として各成分規格を改正する指定添加物

亜酸化窒素、アセトアルデヒド、アセトン、アゾキシストロビン、アドバンテーム、(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物、アミルアルコール、アンモニア、アンモニウムイソバレレート、イオノン、イソアミルアルコール、イソキノリン、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、イソブチルアルデヒド、イソペンチルアミン、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物、2-エチルピラジン、3-エチルピリジン、2-エチル-3-メチルピラジン、2-エチル-5-メチルピラジン、2-エチル-6-メチルピラジン、5-エチル-2-メチルピリジン、エルゴカルシフェロール、ギ酸ガラニル、ガラニオール、高度サラシ粉、コレカルシフェロール、酢酸エチル、酢酸ガラニル、酢酸テルピニル、次亜塩素酸ナトリウム、2,3-ジエチル-5-メチルピラジン、2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピリジン、5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン、テルピネオール、トリメチルアミン、2,3,5-トリメチルピラジン、ナタマイシン、二酸化炭素、バレルアルデヒド、ビタミンA [ビタミンA油]、ビタミンA脂肪酸エステル [ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油]、ヒドロキシプロピルセルロース、ペペリジン、ピペロニルブトキシド、ピラジン、ピリメタニル、ピロリジン、ピロール、2-(3-フェニルプロピル)ピリジン、フェネチルアミン、ブタノール、ブチルアミン、ブチルアルデヒド、フルジオキシニル、プロパノール、プロピオンアルデヒド、2-ペンタノール、1-ペンテン-3-オール、ポリビニルピロリドン、*N*-メチルアントラニル酸メチル、5-メチルキノキサリン、5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン、1-メチルナフタレン、2-メチルピラジン、2-メチルブタノール、3-メチル-2-ブタノール、2-メチルブチルアルデヒド、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、3-メチル-2-ブテナール、3-メチル-2-ブテノール、葉酸

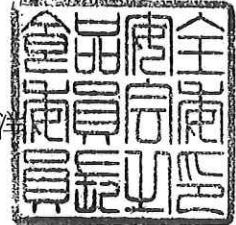




府食第386号  
平成28年6月14日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うこと  
が明らかに必要でないときについて（回答）

平成28年6月6日付け厚生労働省発生食0606第6号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正については、試験の操作性の改善若しくは精度の向上を目的とした試験法の変更、名称の変更又は用語若しくは用例の統一等による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。